

電気料金の自由化に関する消費者アンケート

一般社団法人 全国消費者団体連絡会

2016年4月から電力小売の全面自由化が始まり、一般の消費者は電力会社（電気小売事業者）や料金プランを自由に選べるようになりました。

また電力会社（電気小売事業者）の新規参入が始まり、電力会社（電気小売事業者）は自由な料金プランの設定ができるようになりました。

今回、全国消団連では、家庭用電力小売自由化開始から2年を経過した時点の、消費者の電気料金の自由化についての現状認識やご意見について調査させていただくことにしました。調査の結果は、経済産業省や消費者委員会における、電気料金に関する各種審議会への提言の際の参考にさせていただく予定です。

ご協力よろしくお願いたします。（締切：5月18日(金)）

Q1. あなたのお住まいの地域はどこですか？

- ア. 北海道 イ. 東北 ウ. 関東（東京電力管内） エ. 中部 オ. 北陸
カ. 関西 キ. 中国 ク. 四国 ケ. 九州 コ. 沖縄

Q2. あなたの世帯では、電力小売全面自由化以降、電力会社（電気小売事業者）を切り替えましたか？

- ア. 電力会社（電気小売事業者）を切り替えた。
イ. 今までと同じ電力会社で、料金プランを切り替えた。
ウ. 切り替えていない。
エ. その他（ ）

* 「その他」の例：一度切り替えたが、従来の電力会社に戻した。

Q3. (任意) よろしければその理由を教えてください。

[]

次の文をお読みにになり、Q4以後の質問にお答えください。

電力小売自由化が始まる前は、電力会社は地域に1社だけしかありませんでした。そのため、独占的地位に乗じて不正な料金値上げを防ぐことなどを目的に、料金を変更（値上げ）する場合には国の認可が必要となっていました（これを規制料金といいます）。

2016年4月に、電力小売自由化が始まってからは、新たな電力会社（電気小売事業者）の参入が可能となり、電気料金についても電力会社（電気小売事業者）が自由に設定できるようになりました。しかし競争が十分に進展するまでの間、主に消費者保護のために規制料金を残すことになっています。（これを「経過措置」といいます）。

2020年4月以降は、競争が十分に起きていないなど、電気の利用者の利益を守る必要が特に高いと認められる区域を除き、経過措置は解除され、規制料金は廃止される予定です。現在、経産省の研究会や審議会等において、解除の条件等の検討が始まっています。

